

(案)

阪神間都市計画事業樋ノ口土地区画整理事業に係る

工事施工に関する基本協定書

阪神間都市計画事業樋ノ口土地区画整理事業（以下「本事業」という。）に係る工事施工に関して、発注者 西宮市樋ノ口土地区画整理組合（以下「甲」という。）及び工事施工予定者 ○○○○（以下「乙」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、年度毎に契約を締結する工事請負契約に向けて、甲及び乙が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（地方公共団体の指導）

第3条 乙は、本事業が西宮市の技術的援助のもとに行われる事業であることを了承するものとする。

（技術協力等）

第4条 乙は、甲が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

2 甲は、乙に本工事の施工に必要な情報を可能な限り提示する。

（基本協定に係る金額）

第5条 本協定に係る概算設計額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 本協定に係る基本協定額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（落札率△△. △%）とする。

（有効期間）

第6条 本協定は、本協定の締結の日から本事業が完了する日まで有効とする。

（工事請負契約手続）

第7条 甲及び乙は、年度毎に工事請負契約を締結するものとする。

2 前項の契約に係る工事の施工箇所は、本事業の進捗状況等を勘案して、甲が定めるもの

(案)

とする。なお、前項の契約締結後に、当該年度の本事業の進捗状況等を考慮して施工箇所の変更が必要となる場合は、甲と乙が協議することにより、変更するものとする。

- 3 甲は、年度毎に設計書を作成する。なお、当該設計書の諸経費の率計算に用いる数値は、原則として第5条第1項の根拠となる設計書における諸経費の率とする。
- 4 第1項の工事請負契約は、前項の設計書を第5条第2項の落札率で補正するものとする。

(価格等の変更)

第8条 前条第3項の規定により甲が作成する設計書の労務単価及び材料単価、積算基準（以下「価格等」という。）は、当該設計書の設計時点での最新のものをを用いるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、本協定の締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 乙が工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等によって生じた損害等について、甲は乙に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第11条 乙は、本協定に関連して甲から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第12条 本協定に規定する各事項は、甲及び乙の書面による同意がなければ変更することができない。

(その他)

第13条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議し、決定する。

(案)

本協定の締結を証するため、本協定書を二通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 西宮市六湛寺町 番 号
(市役所第二庁舎市街地整備課内)
名 称 西宮市樋ノ口土地区画整理組合
代表者 理事長 小野 新造

乙 所在地
名 称
代表者